



2019年6月12日

各 位

会社名 株式会社ワールド
代表者名 代表取締役 社長執行役員 上山 健二
(コード番号：3612 東証第一部)
問合せ先 グループ常務執行役員 中林 恵一
(TEL：078-302-7600)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について2019年6月26日開催の第61回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

当社が発行したA種優先株式の全株式の消却、および普通株式の一部消却を踏まえ、優先株式に関する定款の記載をすべて削除し、発行可能株式総数を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日 程

- | | |
|-----------------------------|------------|
| (1) 定款変更のための定時株主総会開催予定日 | 2019年6月26日 |
| (2) 定 款 変 更 の 効 力 発 生 予 定 日 | 2019年6月26日 |

以 上

別紙 定款変更の内容

(変更箇所は下線の部分であります。)

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>208,400,000 株とし、このうち</u> <u>192,000,000 株は普通株式、</u> <u>16,400,000 株は A 種優先株式とす</u> <u>る。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 3 章 A 種優先株式</u></p> <p><u>(譲渡制限)</u></p> <p><u>第 11 条の 1 A 種優先株式を譲渡により取得すこ</u> <u>とについては、当社の取締役会によ</u> <u>る承認を要する。</u></p> <p><u>(A 種優先配当金)</u></p> <p><u>第 11 条の 2 当社は、剰余金の配当を行うときは、</u> <u>当該配当にかかる基準日の最終の株</u> <u>主名簿に記載又は記録された A 種優</u> <u>先株式を有する株主 (以下「A 種優先</u> <u>株主」という。)</u> 又は A 種優先株式の <u>登録株式質権者 (以下「A 種優先登録</u> <u>株式質権者」という。)</u> に対し、普通株 <u>式を有する株主 (以下「普通株主」と</u> <u>いう。)</u> 又は普通株式の登録株式質権 <u>者 (以下「普通登録株式質権者」とい</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>137,500,000 株とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>

う。)に先立ち、A種優先株式1株につき第2項に定める額の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当(第3項に定める累積未払A種優先配当金の配当を除く。)がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

2. A種優先配当金の額は、①平成26年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、1株につき、4円、②平成27年から平成30年3月31日に終了する各事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、1株につき、8円、③平成31年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、1株につき、40円(但し、平成30年7月12日(以下、「本株式併合効力発生日」という。)以前の日を基準日として行われる配当については、1株につき8円)、④平成32年以降の毎年3月31日に終了する各事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、1株につき、90円とする。

3. ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当(以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除く。)の額の合計額が当該事業年度にかかるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降

に累積し、累積した不足額（以下「累積未払A種優先配当金」という。なお、本株式併合効力発生日までの累積未払A種優先配当金の額は、本株式併合効力発生日の直前における1株あたりの累積未払A種優先配当金に5を乗じた額を用いてこれを計算する。）については、A種優先配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。

4. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。

（残余財産の分配）

第11条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、第11条の6に定める基準価額を支払う。なお、残余財産の分配の場合は、第11条の6に定める基準価額の計算における「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えて、基準価額を計算する。

2. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、第1項に定めるほか残余財産の分配を行わない。

（議決権）

第11条の4 A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

第 11 条の 5 当社は、法令に定める場合を除き、

A 種優先株式について株式の分割又

は併合を行わない。

2. 当社は、A 種優先株主には、募集株式の

割当てを受ける権利又は募集新株予

約権の割当てを受ける権利を与えず、

また、株式無償割当て又は新株予約権

無償割当てを行わない。

(金銭を対価とする取得請求権)

第 11 条の 6 A 種優先株主は、当社に対し、平成

25 年 9 月 27 日以降、いつでも A 種優

先株式の全部又は一部の取得を請求

することができる。当社は、この請求

がなされた場合には、次に定めるとこ

ろにより、当該請求の効力が生ずる日

における会社法第 461 条第 2 項所定の

分配可能額を限度として、法令上可能

な範囲で、当該効力が生ずる日に、A 種

優先株式の全部又は一部の取得を行

うものとする(以下当該取得を行う日

を「取得日」という。)。ただし、分配

可能額を超えて A 種優先株主から取

得請求があった場合、取得すべき A 種

優先株式は取得請求される株数に応

じた比例按分の方法により決定する。

なお、本条の規定に従い A 種優先株主

に交付される金銭の総額に 1 円に満

たない端数があるときは、これを切り

上げる。

2. A 種優先株式 1 株あたりの取得価額(以

下「基準価額」という。)は、次の各号

に定めるところに従って計算される。

(1) 平成 25 年 9 月 27 日(以下「第 1 計算

基準日」という。)以降平成 29 年 3 月

30日(同日が営業日でないときは、その翌営業日。以下「平成29年計算基準日」という。)までの日(同日を含む。)が取得日である場合におけるA種優先株式1株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される。なお、以下、「営業日」とは、銀行法(昭和56年法律第59号、その後の改正を含む。)に従い日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう(以下同じ。)

(基本取得価額算式)

$$\text{基本取得価額} = 1000 \times (1 + 0.04)^m \times (1 + 0.04)^n$$

基本取得価額算式における「m」は、(a)第1計算基準日からその1年後の応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、第1計算基準日から直前応当日までの経過年数(正の整数)とする。「直前応当日」とは、毎年の第1計算基準日に相当する日(以下「計算基準日応当日」という。)のうち、取得日の直前の計算基準日応当日をいう(取得日が計算基準日応当日と同じ日である場合には、取得日を直前応当日とする。)

基本取得価額算式における「n」は、「残余日数」(以下に定義する。)を365で除した数とする(小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる)。

「残余日数」とは、上記(a)の場合には第1計算基準日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日(同日を含む。)から取得

日（同日を含む。）までの実日数とする。

ただし、取得日（同日を含む。）までの間に A 種優先配当金（累積未払 A 種優先配当金を含む。以下本条において同じ。）が支払われた場合（本号において、当該取得日までの間に支払済みの A 種優先配当金を「支払済 A 種優先配当金」といい、本株式併合効力発生日までに支払済みの A 種優先配当金については、1 株について支払われた A 種優先配当金に 5 を乗じた額を用いてこれを計算するものとする。）には、A 種優先株式 1 株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される価額を基本取得価額から控除して調整される。A 種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、支払済 A 種優先配当金のそれぞれにつき、控除価額を計算し、控除する。

（控除価額算式）

控除価額＝支払済 A 種優先配当金×
 $(1+0.04)^x \times (1+0.04)^y$

控除価額算式における「x」は、(a)支払済 A 種優先配当金を支払った日の直後に到来する計算基準日応当日（支払済 A 種優先配当金を支払った日が計算基準日応当日である場合には当該計算基準日応当日をいう。）の翌年の計算基準日応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、支払済 A 種優先配当金を支払った日の直後に到来する計算基準日応当日（支払済 A 種優先配当金を支払った日が計算基準日応当日である場

合には当該計算基準日応当日をいう。)から直前応当日までの経過年数(正の整数)とする。直前応当日は、基本取得価額算式における直前応当日と同じとする。

控除価額算式における「y」は、「残余日数」(以下に定義する。)を365で除した数とする(小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる。)

「残余日数」とは、上記(a)の場合には支払済A種優先配当金を支払った日の直後に到来する計算基準日応当日(支払済A種優先配当金を支払った日が計算基準日応当日である場合には当該計算基準日応当日をいう。)の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数(ただし、当該計算基準日応当日以前の日が取得日である場合には零とする。)とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とする。

- (2) 平成29年計算基準日の翌日以降平成31年3月30日(同日が営業日でないときは、その翌営業日。以下「第2計算基準日」という。)までの日(同日を含む。)が取得日である場合におけるA種優先株式1株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される。

(平成29年基本取得価額算式)

$$\text{平成29年基本取得価額} = \frac{\text{平成29年計算基準日取得価額} \times (1+0.058)^p}{\times (1+0.058)^q}$$

「平成29年計算基準日取得価額」とは、平成29年計算基準日を取得日とした場合に第(1)号に従って算定され

る取得価額をいう。

平成 29 年基本取得価額算式における「p」は、(a)平成 29 年計算基準日からその 1 年後の応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、平成 29 年計算基準日から直前応当日までの経過年数（正の整数）とする。「直前応当日」とは、毎年の平成 29 年計算基準日に相当する日（以下「計算基準日応当日」という。）のうち、取得日の直前の計算基準日応当日をいう（取得日が計算基準日応当日と同じ日である場合には、取得日を直前応当日とする。）。

平成 29 年基本取得価額算式における「q」は、「残余日数」（以下に定義する。）を 365 で除した数とする（小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切り捨てる）。「残余日数」とは、上記(a)の場合には平成 29 年計算基準日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とする。

ただし、平成 29 年計算基準日の翌日から取得日（同日を含む。）までの間に A 種優先配当金が支払われた場合（本号において、当該取得日までの間に支払済みの A 種優先配当金を「支払済 A 種優先配当金」といい、本株式併合効力発生日までに支払済みの A 種優先配当金については、1 株について支払われた A 種優先配当金に 5 を乗じた額を用いてこれを計算するものとす

る。)には、A種優先株式1株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される価額を平成29年基本取得価額から控除して調整される。A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、支払済A種優先配当金のそれぞれにつき、控除価額を計算し、控除する。

(平成29年控除価額算式)

平成29年控除価額 = $\frac{\text{支払済A種優先配当金} \times (1 + 0.058)^r \times$

$\frac{(1 + 0.058)^s}{(1 + 0.058)^s}$

平成29年控除価額算式における「r」は、(a)支払済A種優先配当金を支払った日の直後に到来する計算基準日応当日(支払済A種優先配当金を支払った日が計算基準日応当日である場合には当該計算基準日応当日をいう。)の翌年の計算基準日応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、支払済A種優先配当金を支払った日の直後に到来する計算基準日応当日(支払済A種優先配当金を支払った日が計算基準日応当日である場合には当該計算基準日応当日をいう。)から直前応当日までの経過年数(正の整数)とする。直前応当日は、平成29年基本取得価額算式における直前応当日と同じとする。

平成29年控除価額算式における「s」は、「残余日数」(以下に定義する。)を365で除した数とする(小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる。。「残余日数」とは、上記(a)の場合には支払済A種優先配当金を支払

った日の直後に到来する計算基準日
応当日（支払済A種優先配当金を支払
った日が計算基準日応当日である場
合には当該計算基準日応当日をい
う。）の翌日（同日を含む。）から取得
日（同日を含む。）までの実日数（ただ
し、当該計算基準日応当日以前の日が
取得日である場合には零とする。）と
し、また、上記(b)の場合には直前応当
日の翌日（同日を含む。）から取得日
（同日を含む。）までの実日数とする。

- (3) 第2計算基準日の翌日以降の日が取
得日である場合におけるA種優先株
式1株あたりの取得価額は、次の算式
に従って計算される。

（第2基本取得価額算式）

第2基本取得価額＝第2計算基準日
取得価額×(1+0.09)^t×
(1+0.09)^u

「第2計算基準日取得価額」とは、
第2計算基準日を取得日とした場合
に第(2)号に従って算定される取得価
額をいう。

第2基本取得価額算式における「t」
は、(a)第2計算基準日からその1年
後の応当日の前日までの日が取得日
である場合には零とし、また、(b)その
後の日が取得日である場合には、第2
計算基準日から直前応当日までの経
過年数（正の整数）とする。「直前応当
日」とは、毎年の第2計算基準日に
相当する日（以下「計算基準日応当日」
という。）のうち、取得日の直前の計算
基準日応当日をいう（取得日が計算基
準日応当日と同じ日である場合には、
取得日を直前応当日とする。）。

第2基本取得価額算式における「u」は、「残余日数」(以下に定義する。)を365で除した数とする(小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる)。「残余日数」とは、上記(a)の場合には第2計算基準日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とする。

ただし、第2計算基準日の翌日から取得日(同日を含む。)までの間にA種優先配当金が支払われた場合(本号において、当該取得日までの間に支払済みのA種優先配当金を「支払済A種優先配当金」という。)には、A種優先株式1株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される価額を第2基本取得価額から控除して調整される。A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、支払済A種優先配当金のそれぞれにつき、控除価額を計算し、控除する。

(第2控除価額算式)

第2控除価額＝支払済A種優先配当金
× (1+0.09)^v × (1+0.09)^w

第2控除価額算式における「v」は、(a)支払済A種優先配当金を支払った日の直後に到来する計算基準日応当日(支払済A種優先配当金を支払った日が計算基準日応当日である場合には当該計算基準日応当日をいう。)の翌年の計算基準日応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である

場合には、支払済 A 種優先配当金を支払った日の直後に到来する計算基準日当日（支払済 A 種優先配当金を支払った日が計算基準日当日である場合には当該計算基準日当日をいう。）から直前当日までの経過年数（正の整数）とする。直前当日は、第 2 基本取得価額算式における直前当日と同じとする。

第 2 控除価額算式における「w」は、「残余日数」（以下に定義する。）を 365 で除した数とする（小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切り捨てる。）。「残余日数」とは、上記(a)の場合には支払済 A 種優先配当金を支払った日の直後に到来する計算基準日当日（支払済 A 種優先配当金を支払った日が計算基準日当日である場合には当該計算基準日当日をいう。）の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数（ただし、当該計算基準日当日以前の日が取得日である場合には零とする。）とし、また、上記(b)の場合には直前当日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とする。

（金銭を対価とする取得条項）

第 11 条の 7 当社は、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、A 種優先株主又は A 種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引き換えに A 種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他当社の取

<p><u>締役会が定める合理的な方法による。</u></p> <p>2. <u>A種優先株式1株あたりの取得価額は、</u> <u>第11条の6に定める基準価額と同額</u> <u>とする。</u></p> <p><u>(優先配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>第11条の8 第38条の規定は、A種優先配当金</u> <u>についてこれを準用する。</u></p> <p>第4章 株主総会</p> <p>第12条～第16条の2 (条文省略)</p> <p>第5章 取締役および取締役会ならびに監査等 委員会</p> <p>第17条～第29条 (条文省略)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第30条～第33条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第15条の2 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委 員会</p> <p>第16条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 計算</p> <p>第29条～第32条 (現行どおり)</p>
--	---

以上